

軽自動車税納税証明書の再発行について

【ご意見】（令和6年1月23日受付）

義理の父が高齢になり軽自動車を手放すとのこと。

納税証明書が、売買証明書に添付が必要とのことと再発行の手続きに上山田に行ったところ、車検証が無いと、本人申請か委任状の提出が必要と言われました。車は買い取りを希望し手元にありません。

私は自動車の整備に長年に渡り携わっています。納税証明書に県内・県外問わず取り寄せていますが、委任状が必要と言われたことがありません。納税直近の車検では納税証明書は必要ですが、今年度からは、軽自動車の納税証明は、車検時には不要となりました。千曲市も納税証明書の再発行について考え直すべきです。

軽自動車の納税証明書が委任状が必要なほど重要な書類かお答えください。

このたびは貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。お寄せいただきました内容につきまして、下記のとおりご回答申し上げます。

【回答】

納税証明書は、個人の納税に関して公的に証明する書類です。本人から申請をいただき、本人に渡すべきものであり、代理人による申請の場合には、個人の情報や財産を守るために委任状をお願いしています。〔軽自動車の納税証明書に限り、利便性を考慮し、車検証(写しも可)の提示により委任状は省略可能としています。〕

しかしながら、御指摘のとおり、継続検査用の納税証明書について申請時の委任状を省略している自治体も他にあることから、本市においても省略できるよう検討してまいります。

また、ご案内のように昨年1月から「軽JNKS(ジェンクス)」の運用が始まり、継続検査の際の納税証明書の提示が不要となりましたことから、現在、口座振替など領収証・納税証明書の発行がされない方法で納期限内にご納付いただきました方には納税証明書をお送りしておりますが、今後その在り方についても検討してまいります。

担当 債権管理課